



一般廃棄物処理業許可証

平成30年2月13日

住所 鳥取市港町62番地3
名称 有限会社 アセスメントカンパニー
氏名 代表取締役 野津 大祐



鳥取市長 深澤 義彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理業の許可をしたことを証する。

許可年月日	平成30年2月13日	許可番号	鳥取市指令受環生第1589号
事業の種類	一般廃棄物の収集及び運搬、八頭町地内からの積み下ろし (積替保管を含む)		
取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ及び日常生活に伴って生じる多量ごみ (食品残渣を除く)		
許可の期間	平成30年3月1日から平成32年2月28日まで		
営業区域	鳥取市全域及び八頭郡八頭町地内から鳥取市神谷清掃工場及び鳥取県東部環境クリーンセンターへの積み下ろし		
処分地	別紙のとおり		
積替保管施設	別紙のとおり		
収集・運搬車両の形式、台数	別紙のとおり		
許可の条件	<ol style="list-style-type: none">1 処理方法については関係法令の基準を遵守すること。2 一般廃棄物と産業廃棄物を混載しないこと。3 積替え並びに保管を行う場合は、関係法令の基準を遵守すること。4 車外に一般廃棄物が飛散しないように措置すること。5 別紙収集運搬車両以外の車両で業務を行わないこと。車両を変更したり、車検等により代替車で業務を行う必要がある場合は、事前に連絡すること。6 再資源化できるものは、焼却施設に搬入しないこと。7 感染性廃棄物は、医療廃棄物ガイドラインに基づいて処理すること。8 毎月10日までに一般廃棄物収集運搬実績報告書を提出すること。9 上記条件に違反する行為、又は、許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消すことがある。		

別紙

1 処分地

(1) 可燃ごみ（木くずを除く）

鳥取市神谷清掃工場（鳥取地域、南部地域及び八頭町から生じたものに限る）
鳥取市国府町クリーンセンター（国府地域から生じたものに限る）
鳥取市レインボーふくべ（福部地域から生じたものに限る）
鳥取市ながおクリーンステーション（西部地域から生じたものに限る）
ただし、平成30年3月19日以降は全て鳥取市神谷清掃工場とする。

(2) 木くず

(有) アセスメントカンパニー

(3) 不燃ごみ

鳥取県東部環境クリーンセンター
(有) アセスメントカンパニー（廃プラスチック類、がれき類及びガラスくずに限る）

2 積替保管施設

鳥取市港町62番地6 有限会社 アセスメントカンパニー

3 収集・運搬車両の形式、台数（10台）

- | | | | |
|--------------|---------|-------|-------|
| (1) ダンプ車 | (鳥取100さ | 1032) | |
| (2) ダンプ車 | (鳥取100は | 1031) | |
| (3) キャブオーバー | (鳥取100は | 935) | |
| (4) コンテナ車 | (鳥取130さ | 745) | 脱着装置付 |
| (5) コンテナ車 | (鳥取100さ | 3806) | 脱着装置付 |
| (6) キャブオーバー | (鳥取100さ | 8456) | |
| (7) コンテナ車 | (鳥取400す | 3835) | 脱着装置付 |
| (8) キャブオーバー | (鳥取480く | 1501) | |
| (9) ダンプ | (鳥取400せ | 380) | |
| (10) ダンプ | (鳥取130さ | 315) | |
| (11) キャブオーバー | (鳥取480え | 9219) | |